

# 建設キャリアアップシステム運営協議会 第1回総会

## 議事次第

日時：平成29年6月30日（金） 15:00～16:30

場所：（一財）建設業振興基金3階 301会議室

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議事

（1）建設キャリアアップシステム運営協議会規約の制定等

（2）建設キャリアアップシステム開発業務の調達

（3）今後のスケジュール等

（4）その他

### 4 閉会

---

#### 配付資料

資料1 建設キャリアアップシステム運営協議会第1回総会委員予定者等名簿

資料2 建設キャリアアップシステム運営協議会規約（案）

資料3 建設キャリアアップシステム開発5業務の調達

資料4 建設キャリアアップシステムの開発スケジュール

資料5 平成29年度運営協議会総会の開催予定

資料6 分科会の設置（案）

資料7 建設キャリアアップシステムを活用した政策展開

資料8 建設キャリアアップシステムの周知・普及について

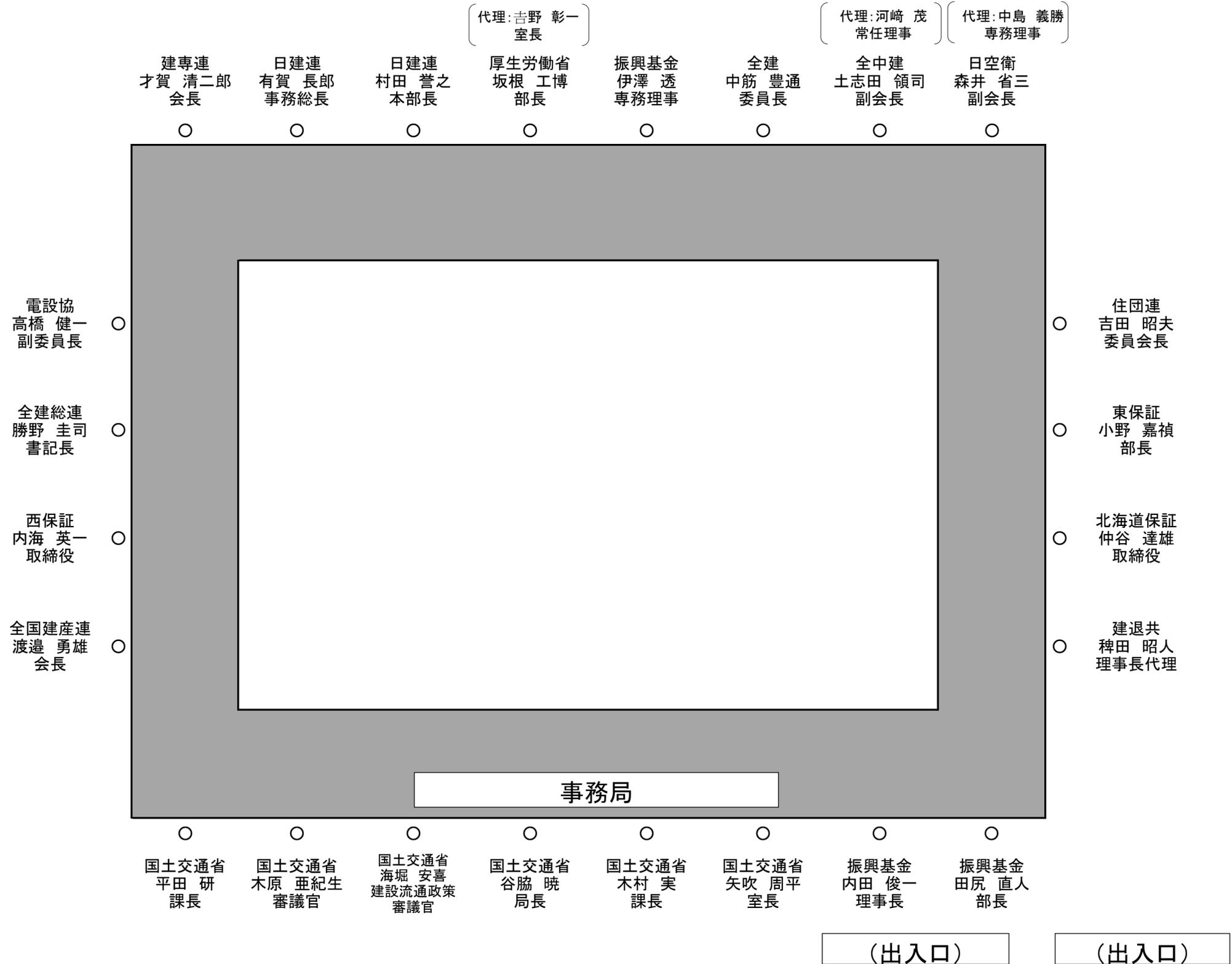
参考資料1 建設キャリアアップシステム参考資料

参考資料2 建設キャリアアップシステム運営協議会運営委員会名簿

# 建設キャリアアップシステム運営協議会 第1回総会 座席表

日時:平成29年6月30日(金) 15:00~16:30

場所:建設業振興基金3階301会議室



建設キャリアアップシステム運営協議会 第1回総会  
委員予定者等名簿

## 【委員予定者】

- 谷脇 暁 国土交通省 土地・建設産業局長
- 村田 誉之 (一社) 日本建設業連合会 建設キャリアアップシステム推進本部長
- 中筋 豊通 (一社) 全国建設業協会 労働委員会 委員長
- 土志田 領司 (一社) 全国中小建設業協会 副会長
- 才賀 清二郎 (一社) 建設産業専門団体連合会 会長
- 森井 省三 (一社) 日本空調衛生工事業協会 副会長
- 高橋 健一 (一社) 日本電設工業協会 経営企画委員会 副委員長
- 吉田 昭夫 (一社) 住宅生産団体連合会 工事CS・安全委員会 会長
- 勝野 圭司 全国建設労働組合総連合 書記長

(○は会長予定者)

## 【特別委員予定者】

- 坂根 工博 厚生労働省 職業安定局雇用開発部長
- 伊澤 透 (一財) 建設業振興基金 専務理事

## 【オブザーバー予定者】

- 小野 嘉禎 東日本建設業保証(株) 経営企画部長
- 内海 英一 西日本建設業保証(株) 取締役 経営企画部長兼事業開発室長
- 仲谷 達雄 北海道建設業信用保証(株) 取締役 東京支店長
- 渡邊 勇雄 (一社) 全国建設産業団体連合会 会長
- 稗田 昭人 (独) 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部  
建設業事業部 理事長代理

建設キャリアアップシステム運営協議会規約(案)

平成 29 年 月 日制定

(名称)

第 1 条 本協議会は、「建設キャリアアップシステム運営協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、建設キャリアアップシステム(以下「本システム」という。)の行政、建設産業関係団体等が一体となった円滑かつ適正な運営と、本システムの利用・活用及び普及の促進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が行う本システムの運営に係る基本的な方針に関する調整及び関係者間の合意形成に関すること
- (2) 本システムの利用・活用及び普及の促進に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(会員団体)

第 4 条 協議会の会員団体は、第 2 条の趣旨に賛同する建設産業関係団体で、別紙に掲げるものとする。

(活動への協力)

第 5 条 会員団体は、協議会が行う第 3 条各号に掲げる活動に協力しなければならない。

(会長)

第 6 条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、国土交通省土地・建設産業局長の職にある者とする。

(会長の職務)

第 7 条 会長は、協議会を総括し、協議会を代表する。

2 会長は、協議会の業務を執行する。この場合において、会長は、会員団体の協力を求めることができる。

(特別委員)

第8条 協議会に、特別委員を置く。

2 特別委員は、次に掲げる者とする。

(1) 厚生労働省職業安定局雇用開発部長の職にある者

(2) 振興基金専務理事の職にある者

3 前項第1号の特別委員は、労働政策の観点から技能労働者の処遇の改善等について、協議会の業務に協力する。

4 前項第2号の特別委員は、本システムの運営を行う観点から、協議会の業務に協力する。

(オブザーバー)

第9条 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、本システムの利用・活用及び普及の促進に密接かつ重要な関係を有する機関として会長が参加を要請し、総会の同意を得たものとする。

(報酬)

第10条 会長、特別委員、委員及びオブザーバーは、無報酬とする。

(総会)

第11条 協議会に 総会を置く。

2 総会は、会長、特別委員及び次項に規定する委員をもって組織する。

3 委員は、各会員団体がそれぞれ推薦し、会長が任命する者とする。

4 総会には第2項の者のほか、各オブザーバーがそれぞれ推薦し、会長が任命する者が出席することができる。

(議決事項)

第12条 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。

(1) 本システムの運営に係る基本方針の策定

(2) 本システムの運営に係る毎年度の事業計画及び収支計画の方針の策定

(3) 本システムの利用・活用及び普及の促進に関する方針の策定

(4) 本システムの事業継続に係る課題が発生した場合の対応方針

(5) 前各号に掲げるものの他、本システムの円滑かつ適正な運営を図るために必要な重要事項に関すること

2 総会は、前項各号の議決を行おうとするときは、振興基金からの報告を求

め、その意見を聴くものとする。

(報告事項等)

第13条 総会は、次に掲げる事項について振興基金及び関係者から報告を求めることができる。

- (1) 本システムの毎年度の事業及び決算の状況
- (2) 本システムの利用・活用及び普及に関する状況
- (3) その他本システムの円滑かつ適正な運営のため必要と認められる事項

2 総会は、前項により報告を受けた場合、必要に応じ、振興基金及び関係者への意見を取りまとめることができる。

(基本方針等の振興基金への提示等)

第14条 総会が第12条第1項各号に係る議決を行ったときは、会長は議決された内容を振興基金に提示するものとする。

2 総会が前条第2項にかかる意見を取りまとめたときは、会長は振興基金または関係者へ意見を送付するものとする。

(開催)

第15条 総会は 定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は年1回開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に、開催することができる。

4 前項の規定にかかわらず、委員の過半数の要請があった場合は、これを開催しなければならない。

(招集)

第16条 総会は 会長が招集する。

2 会長は、総会を招集するときは、あらかじめ、委員に対し、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、第6条第2項に規定する者とする。

(定足数)

第18条 総会は、委員総数の過半数が出席しなければ、開催することはできない。

(議決)

第19条 総会の議決事項は この規約に別に定めるもののほか、出席委員又

はその代理人の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面その他による表決等)

第20条 委員は、やむを得ない理由のため総会に出席できないときは、第16条第2項の規定より通知された事項について、書面又は電子的な方法をもって表決し、又は委員の代理の者に表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用においては、出席したものとみなす。

(会議の非公開)

第21条 総会は、非公開とする。ただし、会長が認めた場合は公開できるものとする。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

(運営委員会)

第23条 総会の下に 運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者(以下「運営委員会委員」という。)をもって組織する。

- (1) 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長の職にある者
  - (2) 厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課建設・港湾対策室長の職にある者
  - (3) 振興基金理事長が指名する職員
  - (4) 各会員団体がそれぞれ推薦する実務者で、会長が任命する者
- 3 運営委員会には運営委員会委員のほか、各オブザーバーがそれぞれ推薦し、会長が任命する者が出席することができる。

(協議事項)

第24条 運営委員会は 次に掲げる事項を協議する。

- (1) 第12条第1項各号及び第13条第1項各号に規定する事項
  - (2) その他本システムの円滑かつ適正な運営のために必要と認める事項
- 2 運営委員会は、前項の協議を行おうとするとき、振興基金及び関係者への報告を求め、または意見の聴取を行うことができる。

(運営委員会委員長)

第25条 運営委員会に、運営委員会委員長を置く。

- 2 委員長は、第23条第2項第1号に規定する者とする。
- 3 委員長は、運営委員会の会務を掌理し、会議を主宰する。

(開催等)

第26条 運営委員会は 委員長が必要と認めるときに開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営委員会委員の過半数の要請があった場合は、これを開催しなければならない。
- 3 運営委員会には、専門的知見を有する者に、アドバイザーとしての出席を随時求めることができる。

(分科会)

第27条 運営委員会の下に、必要に応じて、特定の事項に係る調査、検討を行うため、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。
- 3 分科会には、専門的知見を有する者に、アドバイザーとしての出席を随時求めることができる。

(報酬)

第28条 運営委員会及び分科会の委員は、無報酬とする。

(会議の非公開)

第29条 運営委員会及び分科会は、非公開とする。

(費用の支弁)

第30条 協議会の経費については、本システムの運営経費の一部として支弁する。

(規約の変更)

第31条 この規約は、総会において委員総数の過半数の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第32条 協議会は、本システムの運営が終了し第2条の目的が達しえなくなった場合その他総会において委員総数の4分の3以上の議決があった場合に解散する。

(事務局等)

第33条 協議会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局及び振興基金に置く。

(雑則)

第34条 本規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規約は平成29年 月 日から施行する。

別紙

一般社団法人 日本建設業連合会

一般社団法人 全国建設業協会

一般社団法人 全国中小建設業協会

一般社団法人 建設産業専門団体連合会

一般社団法人 日本空調衛生工事業協会

一般社団法人 日本電設工業協会

一般社団法人 住宅生産団体連合会

全国建設労働組合総連合

## 1. 本体開発・運用保守等業務

### ①公告（実施日：2017年1月10日～1月31日）

開発工程と費用の両方について条件を満たす応札者がいなかったため不調となった。

### ②再公告に向けた条件再設定

システム開発業者に対してヒアリングを実施し、コンソーシアムで合意された開発方針（基本的なシステムの機能）を堅持しつつ、要件定義書等の開発条件を見直した。

#### ○標準的な開発工程の見直し

・技能者・事業者登録機能	当初：着手後7ヶ月	→	見直し後：着手後10ヶ月
・就業履歴登録機能	当初：着手後8ヶ月	→	見直し後：着手後16ヶ月

### ③再公告（実施日：2017年3月30日～5月9日）

### ④再公告後の選定プロセス

- ・応札者から提出された技術提案書等の内容について、事務局（運営主体）で応札者に対してヒアリングを実施し、評価を行った。
- ・5月24日に選定評価委員会を開催し、提案内容（開発工程、開発方式、実施体制等）や見積額（開発費、運用保守費等）について総合評価を行った。
- ・上記委員会の選定結果に基づき、落札者（業務受託業者）を決定した。

### ⑤選定結果

※技術提案及び価格による総合評価を実施

発注業務	応札業者	落札者（業務受託業者）	評価概要
本体開発・運用保守等業務※	2社	<b>富士フィルムイメージングシステムズ(株)</b> ※上記業者のもと日本IBM(株)と富士通(株)の2社が業務に携わる。	システムの新規開発・運用保守に当たっての基本的な考え方を正しく理解しており、要件定義書の全項目について対応可能となっている。また、開発工程について、標準工程に則した運用開始とする提案となっている。  （評価した追加提案） システム拡張等への柔軟な対応、普及展開方策に係る告知機能（ポータルサイトの構築等）や広告（他業者の商業活動等のリンク貼り付け等）対応等の提案、登録手続きの簡素化、窓口業務支援機能、スマートデバイスの採用等の提案

※ 正式名称は、「本体開発・運用保守・関連業務調整支援及び入退場管理システム・安全管理システム・就業履歴登録システム連携認定業務」

# 建設キャリアアップシステム開発5業務の調達②

## 2. その他の業務

①公告（実施日：2017年1月10日～1月31日）

②選定プロセス

- ・ 応札者から提出された技術提案書等の内容について、事務局（運営主体）で応札者に対してヒアリングを実施し、評価を行った。
- ・ 2月17日に選定評価委員会を開催し、業務毎の提案内容（実施方針、実施体制 等）や見積額（費用の考え方、運用費 等）について総合評価を行った。
- ・ 上記委員会の選定結果に基づき、落札者（業務受託業者）を決定した。

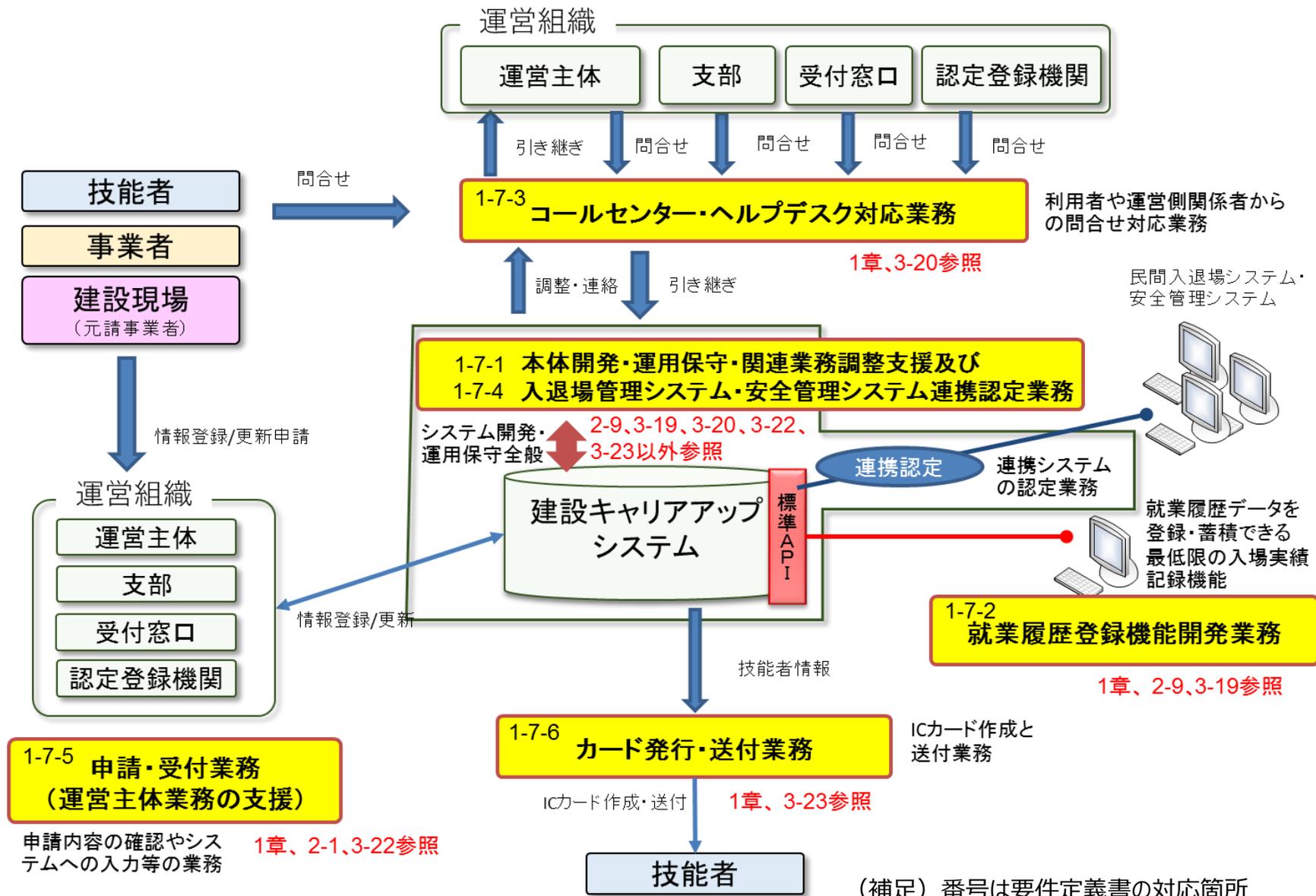
③選定結果

※全ての業務において技術提案及び価格による総合評価を実施

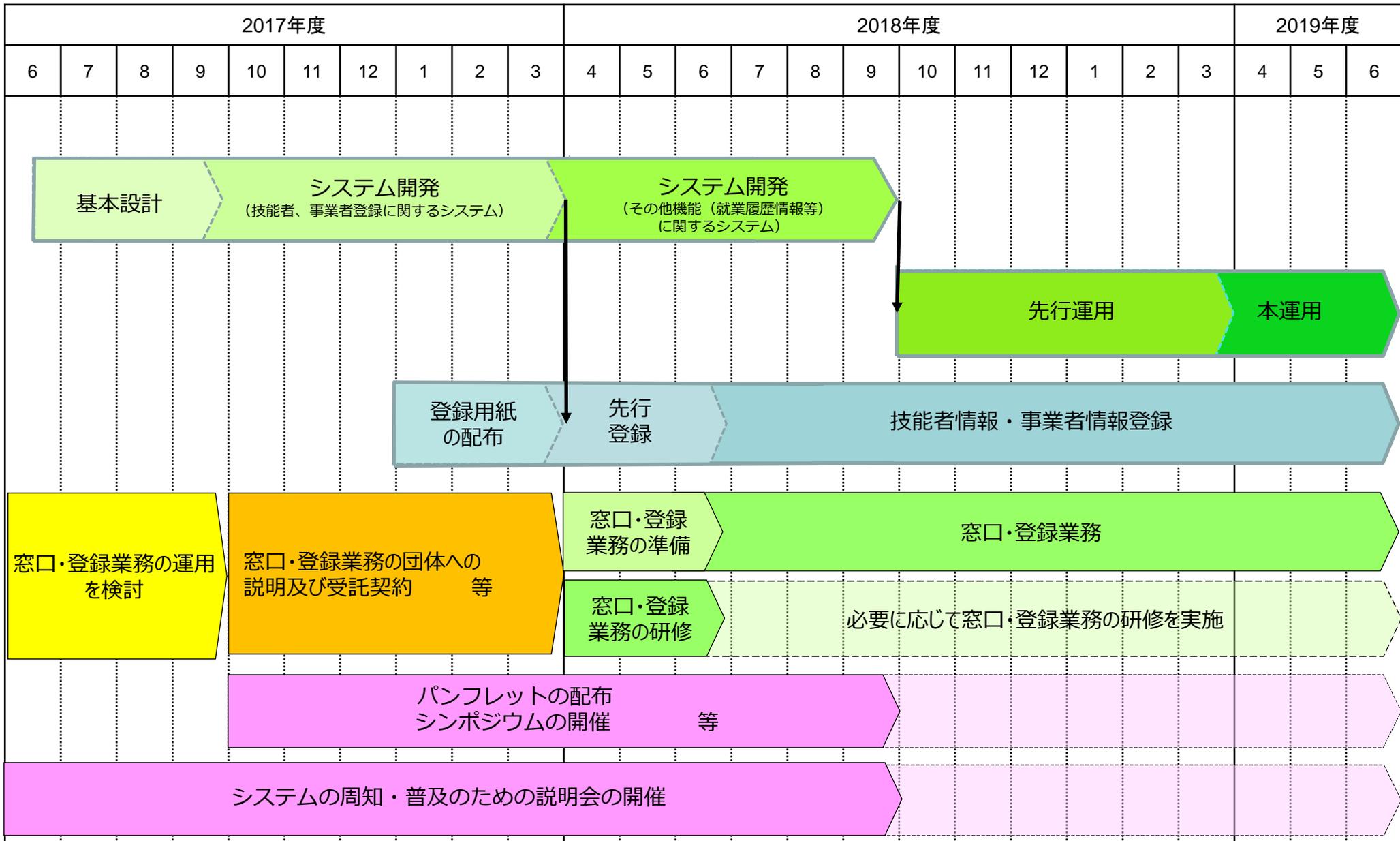
発注業務	応札業者	落札者（業務受託業者）
就業履歴登録機能開発業務	3社	フェンリル(株)
コールセンター・ヘルプデスク対応業務	3社	(株)DNPデータテクノ
申請・受付業務	2社	(株)DNPデータテクノ
カード発行・送付業務	5社	(株)DNPデータテクノ

# 【参考】 建設キャリアアップシステム開発5業務の構成

## 建設キャリアアップシステム開発業務と要件定義書の範囲（概念図）



# 建設キャリアアップシステムの開発スケジュール



## 6月30日：第1回総会

- 議題：①建設キャリアアップシステム運営協議会規約の制定  
②システム開発業務の調達  
③今後のスケジュール等  
④その他

## 9月頃：第2回総会

- 主な議題（予定）：①システムの基本設計の内容  
②システムの利用料金体系

## 12月頃：第3回総会

- 主な議題（予定）：①システム利用料金等の運用ルール

## 3月頃：第4回総会

- 主な議題（予定）：①システム運用の基本方針の策定  
②次年度の事業計画及び収支計画

※システム開発の進捗については開催の都度事務局から報告を行う。

## 1. 分科会の設置

建設キャリアアップシステムの料金体系や利用規約等について検討を行うため、運営協議会規約「第27条第1項」に基づき「運用ルール検討分科会」を設置する。本分科会において、建設キャリアアップシステムの開発・運用を行うために必要となるシステム利用者の利用条件や利用方法等に関する運用ルールを策定する。

※本分科会の検討結果は、必要に応じて運営委員会において協議した上で、総会で議決する。

※A P I 連携の検討にあたっては、必要に応じてA P I 連携アドバイザーチームを招聘する。

(API : Application Programming Interface)

※その他検討が必要な事項がある場合は、必要に応じて別途分科会を設置し、検討を行う。

## 2. 「運用ルール検討分科会」

### 【検討項目及びスケジュール】

○～H29.9 (基本設計完了まで)

- ・ 利用料金の体系
- ・ 各利用者の情報閲覧範囲 (アクセス権)
- ・ 違反行為に対するペナルティ
- ・ 代行申請の制度設計

等



○H29.10～H29.12

- ・ 技能者のシステム登録料の額
- ・ 事業者のシステム登録料及び利用料の額
- ・ 個人情報保護ポリシー
- ・ システム利用規約

等

### 【分科会メンバー】

運営協議会規約第4条で掲げる会員団体の実務者で構成

### 【検討のポイント】

(利用料金について)

- ・ システムの収支に与える影響
- ・ 登録見込み者数 (特に事業者の利用)
- ・ システム利用者が利用しやすい料金体系
  - ※技能者登録料は実費相当
  - ※事業者登録料・システム利用料は中小零細業者に配慮
  - ※業の特性への留意 (請負工事がメインでない業態の扱い等)

(その他)

- ・ 適正なシステム運用を確保するための利用者に対するペナルティのあり方

○技能者の本人確認を行ったうえで、1人1人に固有のIDが付されたカードを交付し、就業履歴を蓄積

→働く現場や所属事業者が変わったり、再入職した場合でも、IDを用いて継続した就業履歴の蓄積が可能に



このシステムをインフラとして活用し、各種政策を展開

○技能者の就業履歴がキャリアを通じて客観的に蓄積され、就業履歴と保有資格・研修受講実績等を組み合わせた「技能者の能力評価基準」の策定が可能に

○併せて、この技能者の能力評価基準と連動した「専門工事業者の施工力の見える化」も可能に

→職人を育て、良い職人を多く抱える専門工事業者が高く評価される仕組みの構築



○高い施工力を有する専門工事業者の受注機会が広がり、技能者の処遇向上や人材への投資につながる好循環を生み出すことが可能に

(併せて、技能者の能力評価基準に基づいた設計労務単価の精緻化も進める)

○システムを利用する元請けは各現場の技能者情報（社会保険の加入状況や建退共証紙の貼付状況等）をシステムで一元的に把握することが可能となり、現場管理の効率化にも資する

※将来的には、建退共のシステムと連携し、証紙に変わって電子的に就労実績を記録する方法も検討

# 建設キャリアアップシステムを活用した技能者の能力評価基準の検討

- 技能者の処遇を更に向上させ、特に若年入職者に将来のキャリアパスを見せていくためには、個々の技能者の能力や経験に応じた賃金を実現し、更なる技能の習得等の自己研鑽を促す取組が必要
- キャリアアップシステムでは、技能者の保有資格を確認したうえで、技能者1人1人に固有のIDを付すことにより、所属する事業者が変わったり、建設業に再入職した場合であっても、継続して就業履歴の蓄積が可能になる
- これらのシステムで蓄積するデータと個々の技能者の能力を組み合わせることにより、技能者の能力を横断的に評価することが可能な「能力評価基準」について検討を行う。

## 技能者評価基準の要素

- 保有資格（キャリアアップシステムで確認）
- 就労実績（同上）
- 職種に応じた知識・技能 など

これらを組み合わせ

評価基準に合わせて  
カードを色分け



レベル1

目安：  
見習い技能者



レベル2

目安：  
中堅技能者



レベル3

目安：  
職長・熟練技能者



レベル4

目安：  
登録基幹技能者  
上級職長

※カードのカラーはイメージ

## 能力評価基準に応じた賃金体系のイメージ

都道府県	職種	...	型枠工	大工	...
	レベル				
北海道	レベル1				
	レベル2	従来の都道府県別、職業別の単価設定に技能評価基準を追加。			
	レベル3				
	レベル4				

### 〔論点〕

- 技能者の評価基準の要素は何があるか。
- 各要素でどのような組合せでレベル分けするか
- レベルを誰がどのように判定するか（特に職種に応じた知識・技能）
- 評価基準の位置づけ（国／業界団体）

※技能者の能力評価の検討にあわせ、技能者を雇用する専門工事業者に対する企業評価制度についても検討を進める予定

## <施策の概要>

- 専門工事企業の施工能力の見える化を進め、優れた施工能力を有する専門工事企業が選ばれるための環境整備を進める。その際、建設キャリアアップシステムを活用して策定する能力評価基準とも連携させる。

### 専門工事企業の施工能力の見える化のイメージ

- A 所属する技能者の人数・評価  
※建設キャリアアップシステムに基づく技能者の能力評価と連動
- B 施工実績
- C 社会保険等への加入状況
- D 建設重機の保有状況
- E 災害復旧、地域活動等への貢献状況
- F その他

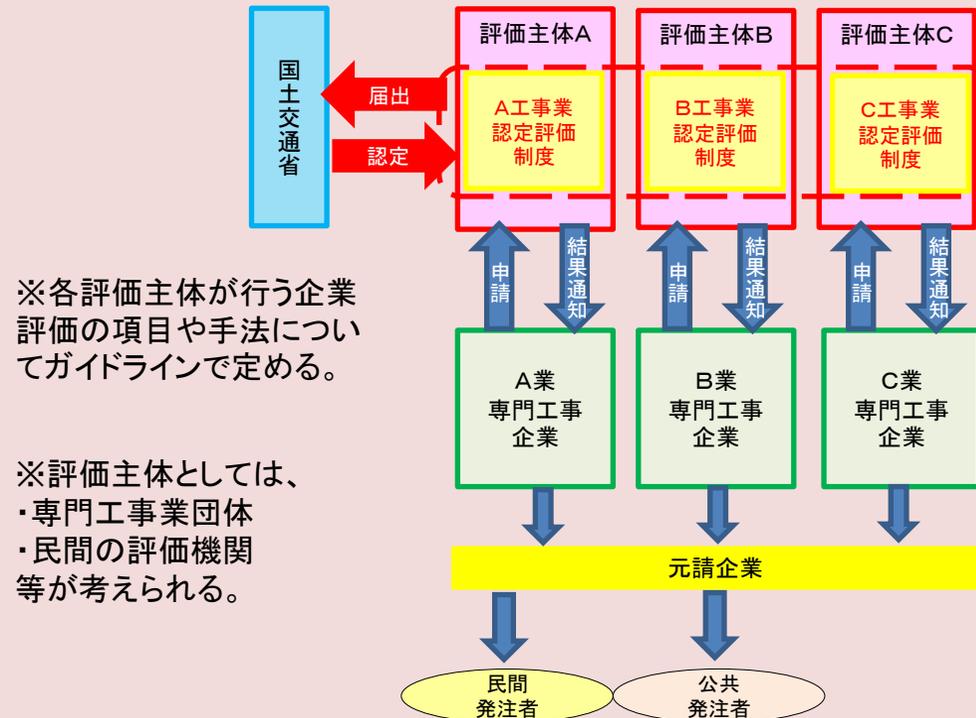
$$A+B+C+D+E+F = \text{〇〇ポイント}$$

(活用イメージ)

- ・現場毎のポイント合計を発注者が評価
- ・専門工事企業選定の際に元請企業・発注者が活用

## <専門工事企業の施工能力の見える化>

(将来的なイメージ)



# 建設キャリアアップシステムの周知・普及について①

- システムの幅広い普及及び円滑な稼働に向け、様々な場を通じて、関係者に対して意義等を周知していく予定
- また、システムの円滑な稼働に向け、窓口業務の担当者向けの研修やシステム利用者向けの説明会を開催し、具体的な利用手順等を周知する予定（説明会のほか、それぞれの周知対象に応じ、パンフレットやポスターも作成予定）

システム開発（想定）	時期	周知・普及の目的	説明会等の開催	対象者	説明者	周知内容
2017年7月～ システム構築の着手	2017年度 夏	各団体の所属する 者を対象としたシ ステムの認知度の 向上	以下の会議等での説明			<b>システムの概要</b> ・システムのねらい、活用方法 ・開発及び導入のスケジュール ・今後の政策展開（能力評価基準の策定等）等
			中央公契連	国等の発注機関	国交省	
			全国各ブロックで開催する会議	地方自治体、事業者	国交省	
			各団体の総会など ※以降も引き続き、各団体の依頼に応じて説明を実施	各団体の会員企業	国交省 振興基金	
	2017年度 秋	広く事業者を対象 としたシステムの 認知度の向上	シンポジウム (全国で数か所開催予定)	関係団体、事業者	国交省 振興基金	<b>システムの意義と活用イメージ</b> ・有識者による講演 ・パネルディスカッション ・システム運用のデモンストレーション等
2018年1月～ システム登録のための 申請用紙配布開始  2018年4月～ システム登録先行受付 開始	2017年度 冬	技能者の先行登録 の促進	技能者登録等に関する説明会	技能者、所属事業者	国交省 振興基金	<b>技能者登録の手続き</b> ・申請の具体的な内容及び手順 ・代行申請の方法 ・システムの利用料金 等
	2018年度 当初	窓口における円滑 な事務の実施	登録窓口担当者向け研修	窓口業務の実務担当者	振興基金	登録窓口で行う業務の具体的な内容及び手順 等
2018年7月～ システム登録受付開始  2018年10月～ システム先行運用開始	2018年度 春 以降	技能者及び事業者 登録の促進	技能者・事業者登録等に関する説明会	技能者、事業者	国交省 振興基金	<b>技能者・事業者登録の手続き及びシステムの利用方法</b> ・申請の具体的な内容及び手順 ・代行申請の方法 ・システムの利用料金 ・情報の閲覧方法及び内容 等
			ゼネコンの安全大会での説明	ゼネコン、協力会社	国交省 振興基金	
		元請事業者による 現場登録等の促進	現場登録等に関する説明会	主に元請事業者	国交省 振興基金	<b>現場登録の手続き 等</b> ・申請の具体的な内容及び手順 ・システムの利用料金 ・カードリーダー設置等の具体的な作業内容 等
2019年4月～ システム本運用開始	2019年度 春					

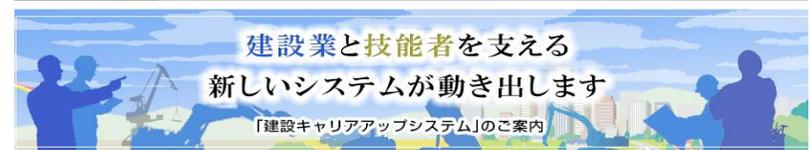
# 建設キャリアアップシステムの周知・普及について②

## 専用HPの開設

- 建設業振興基金HP内に、システムの概要、利用方法及びQ & Aを掲載した建設キャリアアップシステム専用のHPを開設

(<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccs/index.htm>)

【建設業振興基金トップページ】



### News Topics

- 2017/05/12 ホームページ公開しました
- 2017/03/03 建設キャリアアップシステムの周知に関する再公告について

※周知・普及ツール（動画媒体など）を順次作成し、掲載予定

## 動画の掲載

- 建設キャリアアップシステム専用HP内にシステム概要を説明した動画を掲載

【建設キャリアアップシステム  
トップページ】



## Q&Aの掲載

- 専用HP内に建設キャリアアップシステムに関するQ&Aを掲載

※Q&Aは順次、追加・更新していく予定



### Q & A

- Q1. 建設キャリアアップシステムを構築する目的は
- Q2. システムに登録する技能者のメリットは
- Q3. 技能者を雇用する専門工事業者のメリットは
- Q4. 現場を管理する元請けのメリットは
- Q5. 公共工事の現場で登録は義務付けられるのか

# 建設キャリアアップシステム 参考資料

---

平成28年12月21日

第3回建設キャリアアップシステムの構築に向けた官民コンソーシアム資料より抜粋

## キャリアアップシステムが目指すもの

- 引き続き建設業が優良な社会資本整備の担い手としての機能を担うためには、これまで以上に若年層の入職環境を整えることが必要不可欠。
  - ※現在建設業に従事している60歳以上の技能者：80万人、30歳未満は36万人
  - ※建設業への新規入職者数はこの20年でピーク時の約半分に（H7：7.8万人→H27：4.0万人）
- 建設業における若者の入職を進めるためには、建設業が他産業に比べて将来的な処遇についても魅力的な産業であることを示す必要。
  - ※建設業の賃金カーブのピーク時期は40歳前後と製造業よりも早く到来する傾向。現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性が指摘されている。
- 技能労働者の処遇の向上については、これまでも様々な取組が官民一体となって進められてきているが、技能労働者は異なる事業者の現場で経験を積むため、個々の技能者の能力が統一的に評価される市場が存在せず、スキルアップが処遇の向上につながっていない環境が存在。



- 技能労働者の働き方の特徴を踏まえ、ひとりひとりの技能労働者が経験と技能に応じた育成と処遇が受けられる産業としていくためには、個々の事業者が補完しあう形で、技能者の本人情報等の真正性を確認した上で、業界全体で技能者の就業実績を蓄積し、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を生み出す基本的なインフラを業界全体で整備することが必要。

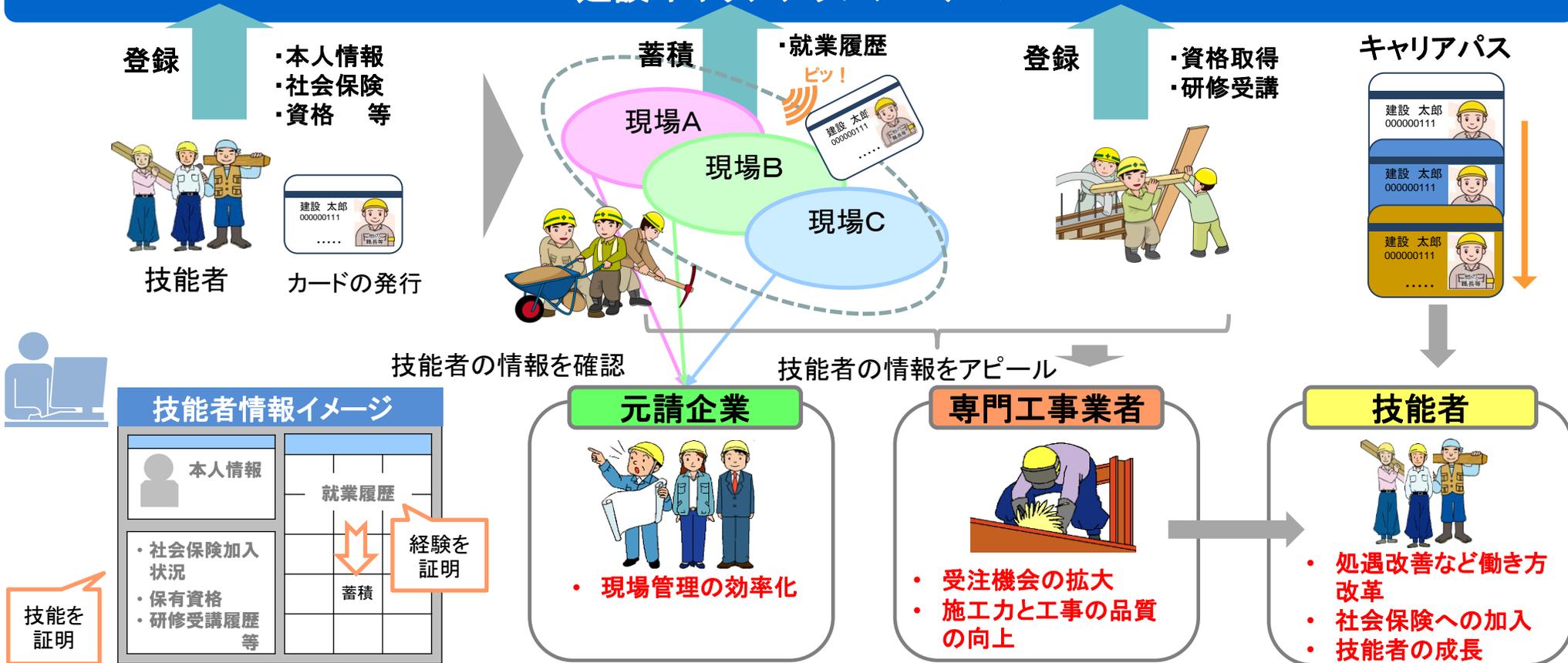


業界全体でキャリアアップシステムの構築に取り組むことが必要

- 将来にわたり建設産業の担い手を確保していく上で、建設技能労働者のキャリアアップの道筋を示すこと、技能者が適正な評価と処遇を受けられていくことが重要
- 技能者の資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築に向け、官民で検討を進めてきたところ（参加団体：日建連、全建、全建総連等）
- 現在、システムの運営主体となる(一財)建設業振興基金においてシステムの発注手続きを進めているところ

(建設キャリアアップシステムイメージ)

## 建設キャリアアップシステム



## 1. 基本理念・基本方針

- 技能者の経験が蓄積されるシステムを構築し、評価に応じた処遇改善などの**技能者を巡る環境の改善**等を目指す
- 技能者の本人情報について、その真正性を確認した上で、各種情報を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムとする
- 簡易で低コストのシステムとする一方、個人情報への適切な保護にも留意する

## 2. 登録する情報・利用手順

①技能者、事業者の申請（申請は任意）に基づき、振興基金が以下の情報をシステムに登録

### 技能者情報

本人情報（住所、氏名、生年月日、性別、国籍）

#### 必須情報

- 社会保険加入状況
- 建退共手帳の有無 等

#### 推奨情報

- 保有資格
- 研修受講履歴
- 健康診断受診歴の有無 等



### 事業者情報

- 商号
- 所在地
- 建設業許可情報  
許可番号・許可の有効期間・建設業の種類

②元請が現場の開設時に以下の情報を登録

### 現場情報

- 現場名及び住所、元請事業者名
- 工事の内容が分かる項目 等

③現場入場時にカードリーダー等でカードを読み取る

### 就業履歴

- 現場入場実績（日単位）
- 従事した業務の立場 等



※上記の申請手続きは、利用者の利便性確保のため、インターネット申請、郵送申請、窓口申請の手法を認める

## 3. 技能者に交付するカード（キャリアアップカード）

- 技能者の申請に基づき、運転免許証等で本人確認をした上で交付。技能者は実費（3000円程度）を負担し、有効期間は10年。
- 将来的には技能者の技能に応じた色分けを検討。当面は登録基幹技能者をゴールドカードとする。



## 4. 事業者のシステム利用・情報閲覧の範囲

- 事業者がシステムを利用するにあたっては、事業者の規模に応じた登録料、利用料の負担が必要。
- システム利用料を負担した他の建設事業者は技能者本人及び所属事業者が同意した範囲内で技能者情報の閲覧が可能。

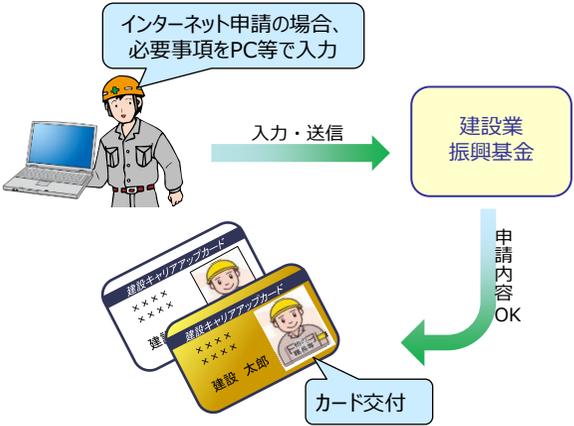
## 5. システムの運営主体・普及目標

- 運営主体は（一財）建設業振興基金。
- 運用開始後1年で約100万人の登録を目指し、開始後5年を目途に全ての技能者の登録を目指す。

## ① システムの利用にあたっての登録

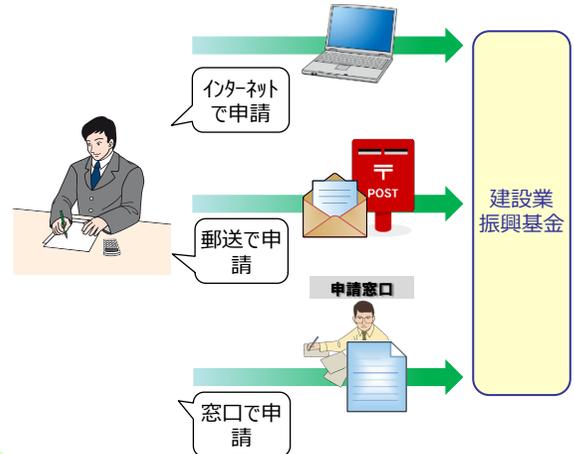
### 技能者

- インターネット、郵送、窓口のいずれかで申請  
※所属事業者等による代行申請可



### 事業者

- インターネット、郵送、窓口のいずれかで申請



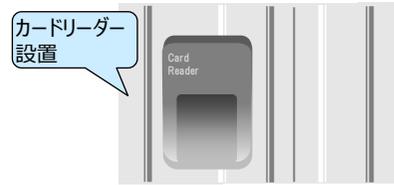
## ② 現場におけるシステムの利用

### 元請事業者

- 現場開設時に現場情報を登録



- 現場にカードリーダーを用意



### 技能者

- 現場入場時にカードをカードリーダーで読み取り



## ③ システム利用の効果

### 技能者

- 就業実績がシステムに蓄積される

建設太郎 / 技能者就業履歴			
現場名	就業年月	就業日数	立場
○○ビル	2016.06	10日	職長
△△マンション	2016.06	4日	作業責任者
□□ビル	2016.06	8日	
合計		22日	

#### 【活用例1】

- ・自身の経歴等が簡易に一覧できるようになり、更なる技能の研鑽につなげていくことができる。
- ・再入職する際などに、自身の技能や就業履歴を証明できる。
- ・将来的にシステムに蓄積されたデータを基に統一的な技能者の能力評価基準や技能・職歴などに応じたきめ細かな賃金体系の検討を進める（労務単価への反映も視野）

### 元請事業者・上位下請事業者

- 技能者本人が現場に入場中（工事期間中）は技能者情報が閲覧可能

現場名	発注者	技能者
Aビル	○×建設	建設 次郎
B道路	○×建設	建設 太郎
C住宅	○×建設	建設 三郎

#### 【活用例2】

- ・複数の現場における技能者の就業状況や現場状況をシステムで確認（日単位）できるようになる。
- ・工事完了後であっても、現場の入場実績を確認できるため、現場のコンプライアンスやトレーサビリティの確保が期待できる。
- ・元請事業者は交付する建退共の証紙の必要枚数の確認、技能者は手帳への貼付け状況の確認が容易になる。

## 技能者の技能や職歴に応じた賃金の実現

システムで閲覧できる専門工事業者・技能者情報

就業日数: 510日 就業日数: 210日 就業日数: 150日 就業日数: 360日 就業日数: 60日

就業日数: 250日 就業日数: 370日 就業日数: 10日 就業日数: 170日 就業日数: 50日

優れた技能を持った専門工事業者に頼もう

- ☆技能者一人ひとりの就労実績、保有資格が統一的に蓄積され、優れた技能を有する技能者を雇用する専門工事業者への選択が進む環境を整える
- ☆システムの稼働後は、システムに蓄積されたデータを基に統一的な技能者の能力評価基準を策定
- ☆将来的には技能や職歴に応じたきめ細かな賃金体系の検討を進める(労務単価への反映も視野)

## 建退共証紙のチェック

システム画面のイメージ(本人情報)

本人情報		就業履歴
0123456789	建設 太郎	〇〇建設(株)
560/07/01	男	△△ビル建設工事
03-xxxx-xxxx		就業日数 計〇〇〇日

比較・確認

就労日数を把握・確認

- ☆システムに蓄積された技能者の就労実績を活用し、元請けは交付する証紙の必要枚数の確認、技能者は手帳への貼付け状況の確認が容易に
- ☆建退共制度については、証紙に替え、電子的に就労実績を把握する方式も建退共本部で検討を進める予定(※)
- ※併せて技能者のスキルに応じ、現在の掛金より高額の掛金の設定も検討予定

## 自身の技能の確認・証明

システム画面のイメージ(就業履歴)

雇用事業者	現場名	就業年月	就業日数	立場	作業内容
〇〇建設(株)	△△ビル	2016.3	18	職長	大工工事
〇〇建設(株)	□□マンション	2016.6	14	職長	設備設置工事
〇〇建設(株)	××市役所	2016.9	17	職長	設備設置工事
計	3 現場		49日		

履歴や資格の提示

- ☆自身の経歴等が簡易に一覧できるようになり、更なるスキルアップを促す
- ☆技能者が再入職する際などに、自身の技能や就業履歴を簡易に証明できる
- ☆システム内に技能者のポータルサイトを設立し、技能者に対して様々な情報を提供するプラットフォームを構築する

ポータルサイト

※その他、技能者の処遇の改善につながる事項について、厚労省と連携して検討を進めていく予定。

## 現場管理の効率化等

現場名	発注者	技能者
Aビル	○×建設	建設 次郎
B道路	○×建設	建設 太郎
C住宅	○×建設	建設 三郎

- ☆複数の現場における技能者の就業状況や現場状況をシステムで一元的に確認（日単位）できるようになり、現場管理の効率化が期待できる。
- ☆工事完了後であっても、どの現場にどの技能者が入場したか確認が可能であり、現場のコンプライアンスの確保やトレーサビリティの確保が期待できる。

## 技能者及び技能者を雇用する事業者の施工力の確認

本人情報

0123456789  
建設 太郎  
S60/07/01  
男  
03-xxxx-xxxx

就業履歴

○建設(株)  
・A市住宅建設工事  
・X市住宅建設工事  
就業日数 計○○日

保有資格

××× 資格    ○○○ 研修受講

技能者の技能や経歴を顧客にアピール

技能者の経験や資格取得状況を確認

- ☆技能者の採用時などに現場の経験や資格取得状況を簡易に確認できるようになる。
- ☆事業者情報を閲覧することで、優れた技能者を雇用する事業者の選定などに活用できる(※)。
- ※技能者の就業履歴情報の閲覧には雇用事業者及び技能者本人の同意が必要
- ☆建設に携わった技能者の技能経歴を顧客にPRできる

## 業界統一のシステム構築による合理化

A社 システム    B社 システム    C社 システム

開発・運用費    開発・運用費    開発・運用費

キャリアアップシステム

運営費

就業履歴を蓄積する統一システムへの参加でコスト削減

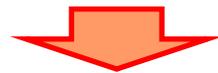
- ☆技能者の真正性を確保したうえで就業履歴を蓄積する業界統一のシステムに参加することで、独自の就労履歴システムの技能者の真正性(本人確認・資格の保持等)確保のためのコストが節約できる。
- ※既に独自システムを導入している企業にとっても、就業履歴を蓄積する機能と連携することで、独自システムの利便性が増す



# 建設キャリアアップシステムの運営主体について(案)

## 1. キャリアアップシステムの運営主体について

- ・キャリアアップシステムの目的に鑑みると、その運営を担う主体には、
  - ①特定の団体の利益に偏ることなく、公平・中立な立場から業界横断的な運営が期待できること
  - ②建設業における担い手確保について知見を有すること
  - ③システムが担う公共性を踏まえたうえで、民間主体と連携した取組を進める能力を有することといった要素を満たすことが望ましいと考えられる。



- ・この点、(一財)建設業振興基金は、これまで広く建設業における近代化・合理化を推進し、建設産業の振興に寄与する取組を行ってきたこと、特に近年においては、官民が連携した担い手確保の取組を進めていることから、キャリアアップシステムの運営主体として適切と考えられる。

➡ (一財)建設業振興基金がキャリアアップシステムの運営主体として適切

## 2. キャリアアップシステムの運営に向けて

- ・運営主体となる振興基金においては、速やかにシステムの開発や資金の確保などの準備行為に着手することが必要。
- ・また、システムの運営にあたっては、国土交通省等の関係省庁、振興基金、関係団体で構成する協議会を設けて運営方針を決定し、システムの運営はその方針を踏まえて基金が担う体制を構築することが適切ではないか
- ・同協議会では、システムの運営が振興基金の他の業務に支障を及ぼしたり、経営を圧迫したりすることのないよう、キャリアアップ関連事業の進捗に応じ、国土交通省が中心となって関係団体で必要な調整を行うこととする。

建設キャリアアップシステム運営協議会  
運営委員会委員予定者等名簿

【委員予定者】

- 木村 実 国土交通省 建設市場整備課長
- 吉野 彰一 厚生労働省 職業安定局雇用開発部 雇用開発企画課 建設・港湾対策室長
- 田尻 直人 (一財)建設業振興基金 経営基盤整備支援センター  
人材育成支援総括研究部長
- 柄 登志彦 (一社)日本建設業連合会 建設キャリアアップシステム推進本部幹事長
- 山本 徳治 (一社)日本建設業連合会 常務理事
- 星 直幸 (一社)全国建設業協会 業務執行理事
- 草野 光年 (一社)全国中小建設業協会 専務理事
- 奥村 稔 (一社)全国中小建設業協会
- 道用 光春 (一社)建設産業専門団体連合会 常務理事 事務局長
- 大木 勇雄 (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 常任理事
- 大崎 精一郎 (一社)日本機械土工協会 副会長・労働安全委員長
- 後町 廣幸 (一社)日本型枠工事業協会 常任理事
- 武藤 俊夫 (一社)全国建設室内工事業協会 理事
- 岩田 正吾 (公社)全国鉄筋工事業協会 副会長
- 中島 義勝 (一社)日本空調衛生工事業協会 専務理事
- 高田 幸雄 (一社)日本空調衛生工事業協会 生産システム委員
- 田所 洋一 (一社)日本電設工業協会
- 柳 求 (一社)住宅生産団体連合会 環境安全部長
- 宗像 祐司 (一社)住宅生産団体連合会工事CS・労務安全管理分科会 主査
- 田口 正俊 全国建設労働組合総連合 書記次長

(○は委員長予定者)

【オブザーバー予定者】

橋本 雅宏 東日本建設業保証(株) 経営企画部 経営企画第一課長

田口 勇 西日本建設業保証(株) 経営企画部企画課長

西科 訓 北海道建設業信用保証(株) 東京支店 課長

竹澤 正 (一社)全国建設産業団体連合会 専務理事

河野 廣實 (一社)全国建設産業団体連合会 参与

高木 明義 (一社)全国建設産業団体連合会 参与

佐藤 忠晴 (独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 建設業事業部長